

青森県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

第 1 目 的

この要綱は、青森県健康福祉部高齢福祉保険課（以下「本庁」という。）及び地域県民局地域健康福祉部福祉（こども）総室（以下「県民局」という。）が介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 3 3、第 1 1 5 条の 3 4 の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付け老発第 0 3 3 0 0 7 7 号老健局長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、指定居宅介護サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第 2 検査の種類及び検査実施機関

1 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、次の手順により、本庁及び県民局が実施（介護サービス事業者の主たる事務所の所在地を所管する県民局が実施するものとし（大型法人等設置施設に係るものを除く。）、主たる事務所が他都道府県に所在する介護サービス事業者又は大型法人等設置施設に係るものは本庁が実施）するものとする。

- (1) 実施計画の策定
- (2) 検査実施通知
- (3) 検査実施

報告等の徴収

届出事項の内容について書類等の提出を求め、確認するとともに、業務管理体制全体の整備・運用状況を確認

出頭の要求

で不備、不明瞭な場合、従業者から運用状況を聴取し、状況に応じ、改善を求める（改善報告書の提出）。

改善が見込まれない場合は、県民局の協力を得て、本庁が事業者本部等への立入検査を実施するものとする。

2 特別検査

指定事業所又は指定若しくは許可に係る施設（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消処分相当事案が発生した場合に、県民局の協力を得て、本庁が実施するものとする。

第3 検査実施方法

1 実施計画及び検査対象の選定

(1) 一般検査(概ね6年に1回)

本庁は、毎年度当初に実施計画を策定し、県民局に通知するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

2 実施通知

検査の実施に当たっては、別紙様式1又は2により、検査対象となる介護サービス事業者に対して通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合には、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りでない(通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。)

3 検査方法

検査は、検査指針を踏まえ、実施するものとする。

なお、一般検査を書面で実施する場合は、介護サービス事業者に別添参考様式及び参考資料を示した上で、効果的かつ効率的に実施するものとする。

4 報告

(1) 検査(立入検査を除く。)終了後速やかに、その検査結果について別紙様式3-1による報告書を作成の上、所属長に報告するものとする。

(2) 立入検査を行った場合は、別紙様式3-2による報告書を作成の上、所属長に報告するとともに、行政上の措置等について検討するものとする。

第4 行政上の措置等

1 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、別紙様式4又は別紙様式5により通知するものとする。

(1) 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

(2) 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

2 勧告までに至らないが、改善を要すると認めた事項についても、同様に別紙様式4に準じ、改善報告を求めるものとする。

3 介護サービス事業者が、上記1(2)の命令に違反したときは、別紙様式6により関係市町村長に通知するものとする。

4 市町村長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、別紙様式7により、求めのあった市町村長に通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定等権者である市町村長に対しても同様式に準じ通知するものとする。

第5 特別な処置

第2の1の一般検査において、介護サービス事業者が行政上の措置(命令)に違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令遵守状況について検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を把握している場合は、この限りでない。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月11日から施行する。

会社(法人)名
代 表 者 名 殿

地域県民局長

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について

今般、貴社(法人)に係る標記について報告等を求めることとしたので、下記のとおり、関係書類の提出をお願いします。

記

- 1 報告等の根拠規定
介護保険法第115条の33第1項
- 2 提出書類
届出事項の内容について確認ができる書類
 - ・業務管理体制の全体像
(方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況)
 - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
業務執行の状況の監査(法令遵守に係る監査)の実施状況及びその内容
(注)追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。
(印は、義務づけられている事業者のみ)
- 3 書類の提出方法
郵送又は電子メールによる送付(照会先を明記すること。)
- 4 提出期限
年 月 日()
- 5 提出場所
- 6 担当者

会社(法人)名
代表者名 殿

青森県知事

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について

貴社(法人)に係る標記検査を実施することとしたので、通知します。

記

- 1 報告等の根拠規定
介護保険法第115条の33第1項
 - 2 立入検査の日時及び場所
 - 3 検査担当者
 - 4 立入検査の内容
 - (1) 業務管理体制の運用実態を検証(届出に関する書類等を基に役職員(経営に関し権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役職員)からの状況聴取)
 - (2) 指定事業所の不正事案に関すること
 - 5 準備する書類
 - (1) 届出事項の内容について確認ができる書類
 - ・業務管理体制の全体像
(方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況)
 - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
業務執行の状況の監査(法令遵守に係る監査)の実施状況及びその内容
(注)追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。
(印は、義務づけられている事業者のみ)
 - (2) 不正事案発生指定事業所等に関するもの
- (注) 準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。また、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

業務管理体制確認検査結果報告書

検査実施事業者名	
事業者側立会者	
検査実施日時	
検査担当者名	

< 報告概要 >

届 出 状 況	運 用 状 況	今後の対応方針（改善事項）

業務管理体制確認立入検査結果報告書

検査実施事業者名	
事業者側立会者	
検査実施日時	
検査担当者名	

< 報告概要 >

検査結果の総評	今後の対応方針	改善勧告
		する しない

1 不正事案に対する組織的関与について

事実確認の内容	組織的な関与に至った原因	事業者（役員等）の認識

2 業務管理体制について

現状の確認（具体的な運用状況）	問題点（改善を要する事項）	事業者（役員等）の理解・認識
1 届出事項の内容 2 業務管理体制 方針の策定 内部規程・組織体制の整備 評価・改善活動		

別紙様式 4 (改善勧告)

番 年 月 日 号

会社(法人)名
代表者名 殿

青森県知事

業務管理体制の整備について(勧告)

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の33第1項の規定に基づき、 年 月 日に実施した検査の結果、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の39第 号に従って適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、法第115条の34第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかった場合は、同条第2項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同第3項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

1 事業者名

2 勧告理由

3 勧告事項

4 改善期限 年 月 日

5 改善報告書の提出

(1) 別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

(2) 提出期限 年 月 日

(3) 改善状況を確認するため、場合によっては、本社(本部)又は事業所等を訪問することがあります。

(別添)

勧告事項改善報告書

年 月 日

青森県知事

殿

法人名

住所

代表者名

印

年 月 日付け 第 号により勧告のあった事項について、
次のとおり改善結果を報告します。

勧告事項	改善結果（具体的に記入）	備考

備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

別紙様式 5 (改善命令)

番 号
年 月 日

会社(法人)名
代 表 者 名 殿

青森県知事

業務管理体制の整備について(命令)

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の34第1項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

1 事業者名

2 命令事項

3 改善期限 年 月 日

4 改善報告書の提出

(1) 別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

(2) 提出期限 年 月 日

5 教 示

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内(この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)に青森県知事に対して異議申立てをすることができます。

(別添)

命令事項改善報告書

年 月 日

青森県知事

殿

法人名

住所

代表者名

印

年 月 日付け 第 号により命令のあった事項について、
次のとおり改善結果を報告します。

命 令 事 項	改善結果（具体的に記入）	添付資料

改善結果が確認できる資料に番号を付し、添付資料欄にその番号を記入すること。

関係市町村長 殿

青森県知事

命令違反の通知

標記について、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 3 4 第 5 項の規定に基づき通知する。

記

1 事業者名

事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

2 違反の内容

年 月 日付け 第 号による命令の違反

3 その他

本件は、法第 7 4 条第 5 項に規定する義務に違反したものと認める。
よって、法第 7 7 条第 4 項に該当する。

適用条項は居宅サービスの例

権限行使を求めた市町村長 殿

青森県知事

権限行使の結果について

標記について、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 3 3 第 4 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 検査実施事業者名
事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名
- 2 検査実施年月日
- 3 検査結果の概要

（特別検査により指定事業所等の指定等取消処分事案への組織的関与が認められた場合）

法第 7 8 条の 2 第 4 項及び法第 7 8 条の 1 2 において準用する法第 7 0 条の 2 第 4 項に該当

適用条項は地域密着型サービスの例

(参考様式)

年 月 日

業務管理体制の整備について

会社(法人)名

代表者名(法人名)

- 1 方針策定の状況
 - ・業務管理体制(法令等遵守)についての認識
 - ・法令等遵守方針の整備・周知状況
 - ・法令等遵守の状況の把握方法

- 2 内部規程・組織体制の整備の状況
 - ・内部規程(マニュアル)の策定・周知の状況
 - ・理事会等の開催、議事の状況
 - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - ・会議、研修会の開催状況
 - ・内部監査の実施状況
 - ・県のホームページ等の確認状況(適正な事業運営に必要な情報の収集態勢)
 - ・県又は市町村の集団指導への出席状況
 - ・事業所管理者等による法令遵守態勢の確立状況
 - ・法令等違反行為処理態勢、相談・苦情処理(法令遵守責任者への報告等)の状況

- 3 評価・改善活動の状況
 - ・法令等遵守の状況の分析・評価等の状況
 - ・問題点・態勢上の弱点の改善の実施状況

必要に応じて、既存の資料を添付

別紙 1 : 想定される聴取事項の例

参考資料

・書面検査における報告様式の設定、実地検査におけるヒアリング事項の参考例(小規模事業者向け)

介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平成21年3月30日 老健局長通知) 別添:参考資料抜粋		一般検査に当たっての聴取例	具体的な聴取例
確認の視点	中・小規模事業者の場合の留意点		
<p>I 方針の策定</p>	<p>1 取締役の役割・責任 法令等遵守の実践の成否は経営者にかかっているため、事業運営に責任のある経営者(陣)の法令等遵守に対する認識、取組等に留意する。</p> <p>2 法令等遵守方針の整備・周知 経営者(陣)が実効性のある形で法令等遵守方針を定め、全役職員に周知させているか。</p> <p>3 方針策定プロセスの見直し 経営者(陣)が定期的に又は必要に応じて随時、法令等遵守の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。</p>	<p>○ 法令遵守等について法人代表としての考え方を聴取(出来れば代表取締役等法人トップから)</p>	<p>○ 業務管理体制(法令等遵守)についての考えをお聞かせください。 (介護サービス事業者として、利用者への適切なサービス提供、制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するため、法令等の自主的な尊重が求められる)</p> <p>○ その考えは、全役職員に対しどのような方法で周知されていますか。</p> <p>○ 法令遵守責任者の役割を、どこかに定めていますか。</p> <p>○ 事業者内の法令等遵守の状況をどのような方法で把握していますか。</p>

介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平成21年3月30日 老健局長通知) 別添:参考資料抜粋		一般検査に当たっての聴取例	具体的な聴取例
確認の視点	中・小規模事業者の場合の留意点		
II 内部規程・組織体制の整備	<p>1 内部規程の整備・周知</p> <p>経営者（陣）が法令等遵守方針に則り、法令等遵守規程を管理者に策定させ、法的・倫理的チェックを経て、全役職員に周知させているか。</p> <p>また、その内容が当該事業者において実効性があり適切なものとなっているか。</p> <p>2 法令等遵守統括部門の態勢整備</p> <p>経営者（陣）が法令等遵守方針及び法令等遵守規程に則り、適切な役割・機能を発揮させる法令等遵守の態勢を整備しているか。</p> <p>必ずしも法令等遵守統括部門の設置や専任の管理者の配置を求めるものではないが、整備した態勢が事業者内部において牽制機能が発揮される等、実効性のあるものとなっているか。</p> <p>3 事業担当部門及び事業所等における法令等遵守態勢の整備</p> <p>経営者（陣）が事業担当部門及び事業所等に対し、遵守すべき関係法令等を周知させ、遵守させる実効性ある態勢を整備しているか。</p> <p>また、事業担当部門及び事業所等が複数ある場合には、管理者又は法令等遵守統括部門と連携が図られる態勢を整備しているか。</p>	<p>○ 小規模事業者に対し、法令等遵守規程の義務付けはないが、当該事業者が整備している場合は、その規程の内容、整備に至った理由、取締役の承認、職員への周知など、具体的な実施方法を聴取。</p> <p>○ 法令遵守責任者の役割、業務内容等を聴取。</p>	<p>○ (定めたものがある場合) その規定を定めた理由を教えてください。職員等へはどのように周知していますか。</p> <p>○ Aさんが法令遵守責任者であるというのは、どこかに明らかにされていますか。又は規程等を定めて示していますか。</p> <p>○ Aさんが法令遵守責任者であることを、職員等にどのような方法で周知しましたか。</p> <p>○ 法令遵守責任者の具体的な業務は何ですか。</p> <p>○ 行政、事業者団体等からの関係情報をどのように収集していますか。</p> <p>○ 取締役（会）や職員等に対して、関係情報をどのように周知していますか。</p>

介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平成21年3月30日 老健局長通知) 別添:参考資料抜粋		一般検査に当たっての聴取例	具体的な聴取例
確認の視点	中・小規模事業者の場合の留意点		
(Ⅱ 内部規程・組織体制の整備)	<p>4 法令等遵守マニュアルの整備・周知</p> <p>経営者（陣）が管理者に、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、法令等遵守マニュアルを全役職員に理解され実効性のある内容で策定させ、周知させているか。また、必要に応じて見直しをさせているか。</p> <p>5 法令等遵守プログラムの整備・周知</p> <p>経営者（陣）が管理者に、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、法令等遵守を実現させるための方策を策定させ、全役職員に周知させているか。</p> <p>また、経営者（陣）は、その進捗状況や達成状況を定期的にかつ正確に把握・評価し、見直しを行わせているか。</p> <p>6 経営者（陣）への報告・承認態勢の整備</p> <p>経営者（陣）が報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、経営者（陣）に対し法令等遵守の状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。</p> <p>特に、介護サービス事業の運営に重大な影響を与える、又は介護サービス利用者の意思及び尊厳が侵される事案については、経営者（陣）に対して速やかに報告させる態勢を整備しているか。</p>	<p>○ 小規模事業者に対し、法令等遵守規程の義務付けはないが、当該事業者が規程に沿って法令等遵守マニュアルを整備している場合は、そのマニュアルの内容、職員等への周知方法など、具体的な実施方法を聴取。</p> <p>○ 取締役（会）への報告、連絡、相談態勢等を聴取。</p>	<p>○ (定めたものがある場合) その規定を定めた理由を教えてください。職員等へはどのように周知していますか。</p> <p>○ 取締役（会）へは、必要な事項を適切に報告、相談できるような関係が作られていますか。</p> <p>○ 緊急時における取締役への連絡体制が確立されていますか。</p>

介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平成21年3月30日 老健局長通知) 別添:参考資料抜粋		一般検査に当たっての聴取例	具体的な聴取例
確認の視点	中・小規模事業者の場合の留意点		
(Ⅱ 内部規程・組織体制の整備)	<p>7 監査役への報告態勢の整備</p> <p>中・小規模事業者であっても法令等遵守態勢に監査役を位置づけている場合には、経営者(陣)が管理者から監査役へ直接報告する態勢を整備し、管理者がこれを実行しているか検証する。</p> <p>8 内部監査実施要領及び内部監査計画の策定</p> <p>中・小規模事業者への義務付けはないが、当該事業者において内部監査を法令等遵守態勢に位置づけている場合には、経営者(陣)が内部監査の対象となる項目及び実施手順を定めた要領並びに内部監査計画を策定させているか検証する。</p> <p>9 管理者等による法令等遵守態勢の確立状況</p> <p>(1) 法令等遵守プログラムの実施</p> <p>管理者又は法令等遵守統括部門は、法令等遵守プログラムの内容を適時適切に実施するとともに、進捗状況や達成状況をフォローアップし、経営者(陣)へ報告しているか。</p>		

介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平成21年3月30日 老健局長通知) 別添:参考資料抜粋		一般検査に当たっての聴取例	具体的な聴取例
確認の視点	中・小規模事業者の場合の留意点		
(Ⅱ 内部規程・組織体制の整備)	<p>(2) 法令等遵守関連情報の収集・管理、分析及び検討 管理者又は法令等遵守統括部門は、各種の法令等遵守関連情報を適時にかつ効率的に収集する手段を講じているか。また、収集した情報を適切に管理するとともに、その内容を分析し、法令等違反行為の未然防止、再発防止を含む法令等遵守態勢の改善に役立てることができるような態勢を整備し、その結果に基づき適時適切な措置・方策を講じているか。</p> <p>(3) 連絡・連携態勢 管理者又は法令等遵守統括部門は、各種法令等遵守関連情報が所在する部門及び事業所等との情報の連絡及び連携を密接にしているか。</p> <p>(4) モニタリング態勢 管理者又は法令等遵守統括部門は、法令等遵守を徹底する観点から、事業所等の法令等遵守の状況につき、継続的なモニタリングを実施しているか。</p> <p>(5) 法令等違反行為処理態勢 ①管理者又は法令等遵守統括部門は、法令等違反行為の疑いの通報があった場合等、法令等遵守関連情報の分析や通報を通じて、法令等違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに事実関係を調査し、その事実が法令上の違反行為に該当するか検証し、必要な場合には速やかに改善等措置を講ずる態勢を整備し、適切な対処を行っているか。 ②管理者又は法令等遵守統括部門は、分析結果を、再発防止の観点から関連部門の管理者や事業所管理者等に還元するとともに、将来の未然防止のための措置を速やかに講じ、又は他の部門に講じさせているか。</p>	<p>○ 行政、事業者団体等からの情報収集及び全役職員に対する周知状況を聴取</p> <p>○ 事業所等との連絡体制等を聴取</p> <p>○ 事業所等における法令等遵守の確保方策等について聴取</p> <p>○ 内部通報、事故報告の処理状況を聴取</p>	<p>○ 行政、事業者団体等からの関係情報を、どのように収集していますか。</p> <p>○ これらの情報に基づき、既存資料等の内容改訂等を行っていますか。</p> <p>○ 取締役(会)や職員等に対して、関係情報や改訂内容等をどのように周知していますか。</p> <p>○ 法令遵守責任者と事業所等の間で、情報交換の場(例:定例会議、イントラネット等)を設けていますか。</p> <p>○ 苦情・事故等についての内容や改善策の検討実施方法等を絶えず把握していますか。</p> <p>○ 介護サービス実施や介護報酬の請求等が法令等に従って行われているか把握していますか。</p> <p>○ 内部通報、事故等の報告があった場合、事実関係を調査するなど、原因を把握し改善を図る等の対策がとられていますか。</p> <p>○ これらの報告等があった場合、整理・分析の上事業所等へ周知していますか。また、分析結果から未然防止策を作成し事業所等へ周知していますか。</p>

介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平成21年3月30日 老健局長通知) 別添:参考資料抜粋		一般検査に当たっての聴取例	具体的な聴取例
確認の視点	中・小規模事業者の場合の留意点		
(Ⅱ 内部規程・組織体制の整備)	<p>(6) サービス利用についての相談・苦情処理担当部署責任者等との連携</p> <p>管理者又は法令等遵守統括部門は、相談・苦情等の中で法令等違反行為に関する情報が含まれるものについて、情報を保有する部門、部署、個人等から適切に情報を報告させ、取得し、分析・検討の上、サービス利用についての相談・苦情処理担当部署の責任者等に還元を行っているか。</p> <p>(7) 研修・指導態勢</p> <p>管理者は、法令等遵守マニュアルの内容を全役職員に周知徹底させているか。各事業において遵守すべき法令等について、研修・指導を行わせる態勢を整備しているか。</p> <p>また、法令等違反行為の未然防止のために、研修や朝礼等による職員等に対する周知徹底がなされているか。</p>	<p>○ 相談・苦情処理状況を聴取</p> <p>○ 研修等（事業者自ら実施又は外部研修への職員の出席）内容を聴取</p>	<p>○ 利用者等からの相談・苦情等の内、法令等に違反すると思われる事項について、法令遵守責任者に報告していますか。</p> <p>○ 報告内容を整理・分析し、改善策を作成する等の上、事業所等に還元するなど運営の改善に努めていますか。</p> <p>○ 年間の研修計画を定める等職員等へ周知していますか。</p> <p>○ 事業者が自ら実施する研修や勉強会の内容に業務管理体制（法令等遵守：人員基準等）の内容を加えていますか。</p> <p>○ 外部研修の実施予定等を把握していますか。</p> <p>○ 事業者が実施する研修や、外部研修等へ職員等が出席できるよう配慮していますか。また、出席状況等を把握していますか。</p> <p>○ 外部研修の内容について、出席者から他の職員等への伝達研修等を行わせていますか。</p> <p>○ 朝礼等の際、法令等を遵守することについて職員等に周知していますか。</p>

介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平成21年3月30日 老健局長通知) 別添:参考資料抜粋		一般検査に当たっての聴取例	具体的な聴取例
確認の視点	中・小規模事業者の場合の留意点		
(Ⅱ 内部規程・組織体制の整備)	<p>(8) 法令等遵守担当者の役割 法令等遵守担当者は、事業所等における法令等遵守関連情報を集約し、管理者又は法令等遵守統括部門に随時又は定期的に伝達し、当該事業所等における法令等遵守の取組を適切に行っているか。</p> <p>また、法令等遵守担当者は、事業に関する法的知識の蓄積を図り、その機能を十分に発揮しているか。</p> <p>10 内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し 経営者（陣）は、定期的に又は必要に応じて随時、法令等遵守の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。</p>	<p>○ 事業所等に法令遵守担当者をおいている場合の取組内容等を聴取</p> <p>○ 内部規程・組織体制の検証、見直し等を聴取</p>	<p>○ 法令等遵守担当者の具体的な業務内容は何ですか。</p> <p>○ 法令遵守責任者とはどのように連携を図っていますか。</p> <p>○ 法令等遵守のための各種取組について、実態にあったものになっているか等、必要に応じ検証していますか。</p> <p>○ これまで体制の見直しを図った事例はありますか。</p>

介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平成21年3月30日 老健局長通知) 別添:参考資料抜粋		一般検査に当たっての聴取例	具体的な聴取例
確認の視点	中・小規模事業者の場合の留意点		
Ⅲ 評価・改善活動	<p>1 分析・評価 経営者（陣）が法令等遵守の状況に関する情報に基づき、法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。</p> <p>また、定期的に又は必要に応じて随時、法令等遵守の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。</p> <p>2 改善活動 経営者（陣）が上記の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施しているか。</p> <p>また、定期的に又は必要に応じて随時、法令等遵守の状況に関する報告・調査結果を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。</p>	<p>○ 法令等遵守の分析、評価及び改善活動を聴取</p>	<p>○ 事業者として、法令等遵守の実施状況を適時・適切に把握、分析していますか。問題点があればその原因を検証していますか。</p> <p>○ 検証はどのような方法で行っていますか。</p> <p>○ その上で、問題点を解消するため、業務内容の見直し等を行い、職員等に周知していますか。</p> <p>○ これまで見直しを図った事例はありますか。</p>

留意点

- 1 介護保険制度は、国民の協同連帯の理念に基づき、国民から集めた保険料と公費により利用者に必要なサービスを提供し、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした公的性格がきわめて強い制度である。このため、サービス提供を担っている事業者については、利用者に対する適切なサービス提供が求められるだけでなく、介護保険制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するため、法令等の自主的な遵守が求められる。
- 2 事業者が法令等遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し、業務管理体制の整備を義務付けることとしたものである。
- 3 事業者が自己責任によりその規模・法人種別等に応じ整備した業務管理体制に対しては、その整備・運用状況を確認し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けを図ることを目的として一般検査を実施することとしている。
- 4 一般検査の実施に当たっては、事業者の規模や法人形態等の事業者個々の状況を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう、事業者の取組状況を十分に考慮の上取り扱われたい。

別紙2：提出させる既存の資料の例

・書面検査における添付資料、実地検査における確認資料の参考例(小規模事業者向け)

① 報告を求める書類の内容	② 【①ア及びイの例示】
ア 業務管理体制の全体像	
○ 方針策定	○ 取締役（会）報告資料 ・ 業務管理体制について、取締役（会）に説明したことがわかる資料 ・ 法令遵守責任者を、取締役（会）にて決定したことがわかる資料等
○ 内部規程・組織体制の整備 ・ 決定事項の実行状況	○ 業務管理体制、法令遵守責任者について職員等に周知した資料 ・ 職員会議資料、掲示資料等 ○ 法令遵守責任者への辞令交付書等 ○ 法令遵守責任者の役割や業務内容を規定した規程等
・ 運用状況の確認	○ 業務管理体制（法令等遵守）の運用状況 ・ 介護サービス実施内容、介護報酬の請求等のチェック・確認状況 ・ 内部通報、事故報告に対する対応状況 ・ 相談・苦情に対する対応状況 ・ 行政・関係団体等からの関連情報収集・周知状況 ・ 法令等遵守についての研修等（事業者自ら実施又は外部研修への参加）状況等
○ 運用状況の評価・改善活動の状況	○ 職員会議資料等 ○ 取締役（会）資料等 ・ 業務管理体制（法令等遵守）について、職員会議、取締役（会）等に報告、評価・改善していることがわかる資料 ・ 介護サービス実施内容、介護報酬の請求等のチェック・確認状況 ・ 内部通報、事故報告に対する対応状況 ・ 相談・苦情に対する対応状況 ・ 行政・関係団体等からの関連情報収集・周知状況 ・ 法令等遵守についての研修等（事業者自ら実施又は外部研修への参加）状況等
イ 法令遵守責任者の役割及びその業務内容	○ 法令遵守責任者の役割や業務内容を規定した規程等
ウ 組織体制図、役員・幹部職員名簿（法令遵守責任者を明記）	

1 ①は、介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領（平成21年3月31日付介護保険指導室長事務連絡）の【別紙様式1】（一般検査実施通知）から抜粋。

2 ②については一例であり、事業者の規模や法人形態等の事業者個々の状況を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう、事業者の取組状況を十分に考慮の上取り扱われたい。